

令和4年度 栃木県私立高等学校等 奨学のための給付金

栃木県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の世帯に対して、返済不要の給付金『奨学のための給付金』を支給します。

つきましては該当者は、必要書類をご用意のうえ、ご申請ください。

(授業料を支援する「就学支援金」とは異なる制度ですので、改めて申請が必要です。)

1. 該当世帯について

- 生活保護（生業扶助）受給世帯
- 住民税所得割非課税世帯
- 家計急変により収入が激減し
住民税所得割非課税世帯に相当する

} ⇒ P 3 に記載の
書類を提出

上記いずれかの世帯に該当し、かつ栃木県に住所を有する世帯が対象の給付金です。

2. 提出期日について

世帯の区分	提出締切日	提出先
生活保護（生業扶助）世帯	令和4年9月2日（金）	各クラス担任
住民税所得割非課税世帯		
家計急変世帯 令和4年1月～12月までに家計急変した世帯	令和5年1月16日（月）	

3. 対象者と給付金額について

世帯の区分		給付金額
1. 生活保護（生業扶助）受給世帯		<p>52,600円</p> <p>（県から申請者様の口座へ直接振り込まれます）</p> <p>11月～12月予定</p>
2. 住民税所得割 非課税世帯	①第1子（②以外）	<p>134,600円</p> <p>（県から申請者様の口座へ直接振り込まれます）</p> <p>11月～12月予定</p>
	②第2子以降	<p>（ア） 2人目以降</p>
		<p>（イ） 世帯に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる</p>
	<p>（ウ） 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる</p>	<p>152,000円</p> <p>（県から申請者様の口座へ直接振り込まれます）</p> <p>11月～12月予定</p>
3. 家計急変世帯	①第1子（②以外）	<p>最大 134,600円</p> <p>（県から申請者様の口座へ直接振り込まれます）</p> <p>11月以降随時</p> <p><u>上記給付額は、令和4年7月1日までに家庭が急変した場合の額です。令和4年7月2日以降に家計が急変した場合は、月割額の支給となります。</u></p>
	②第2子以降	<p>（ア） 2人目以降</p>
		<p>（イ） 世帯に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる</p>
	<p>（ウ） 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる</p>	<p>最大 152,000円</p> <p>（県から申請者様の口座へ直接振り込まれます）</p> <p>11月以降随時</p> <p><u>上記給付額は、令和4年7月1日までに家庭が急変した場合の額です。令和4年7月2日以降に家計が急変した場合は、月割額の支給となります。</u></p>

4. 提出書類について

世帯の区分		提出書類
1. 生活保護（生業扶助）受給世帯		①「栃木県奨学のための給付金（私立）受給申請書」 【A様式】 ②「振込口座指定申出書」（通帳のコピーを貼付） ③「生活保護（生業扶助※高等学校等就学費）受給証明書」（原本） ※7月1日以降取得の福祉事務所長印が押印されたもの
2. 住民税所得割 非課税世帯	①第1子（②以外）	①「栃木県奨学のための給付金（私立）受給申請書」 【A様式】 ② 保護者等の（1）～（3）の <u>いずれか</u> の書類 （保護者等が2人いる場合は、2人分） （1）「令和4年度 課税（非課税）証明書」 （2）「令和4年度 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」 （3）「令和4年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書」 ※（1）は原本、（2）・（3）は写しで結構です ③「振込口座指定申出書」（通帳のコピーを貼付） ④「健康保険証等貼付台紙」もしくは「扶養誓約書」※ （15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養者 （対象生徒を含む）の健康保険証のコピー貼付） ※健康保険証の種類によって、 どちらかを提出してください
	②第2子以降	
	（ア） 2人目以降 （イ） 世帯に15歳（中学生を除く）以上 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる （ウ） 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる	
3. 家計急変世帯		①「栃木県奨学のための給付金（私立）受給申請書」 【B様式】 ②「振込口座指定申出書」（通帳のコピーを貼付） ③「収入状況確認書類提出票」 ④「家計急変の発生事由及び日付を証明する書類」 例）離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、 破産宣告通告書、廃業等届出、家計急変発生前後の 給与明細など ⑤「家計急変後の収入を証明する書類」 例）直近3ヶ月の給与明細、勤務先作成の給与見込、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類、 （自営業の場合）収入申告書など ⑥「保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類」 例）扶養親族全員の健康保険証の写し、国民健康保険の場合、 「扶養誓約書」に記入のうえ、保険証のコピーを貼り付け ⑦「保護者等の1人が控除対象配偶者であることを確認するための 書類」（該当する場合にのみ提出） 例）令和4年度課税証明書（控除対象配偶者の有無の記載） 令和4年度住民税課税決定通知の写し
①第1子（②以外）		
②第2子以降	（ア） 2人目以降 （イ） 世帯に15歳（中学生を除く）以上 23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる （ウ） 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる	

Q1：住民税所得割非課税世帯とは？

A1：



住民税所得割非課税世帯とは・・・

市民税「所得割」及び 県民税「所得割」の欄が「0円」
もしくは「空欄」の方です！（保護者等全員）

※均等割（「市民税3,500円」＋「県民税2,200円」＝
「年税額5,700円」）を課税されている方も、「所得割」
が非課税（0円）でしたらご申請いただけます！

勤務先から配布される

「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」等でもご確認
いただけます！

〈課税証明書での確認方法〉

課税証明書は各市町村の窓口で取得できます。

各市町村で書式は異なります。

所得割が非課税（0円）であるかご確認ください。

所得・課税証明書						
所得者	住所					
	氏名			生年月日		
令和4年度 (令和3年分)	合計所得金額	市民税		県民税		年税額
		所得割	均等割	所得割	均等割	
		0円		0円		
所得の内訳	給与所得		所得控除の内訳	社会保険料控除		
				生命保険料控除		
				配偶者控除		
				基礎控除		
				控除合計額		
				扶養 一般 特定 老人 同居老親 16歳未満	障害 本人 配偶者及び扶養親族 普通障害 特別障害 同居特障	
第〇〇〇〇号 令和4年〇月〇日						
〇〇市長 樹徳 太郎						

Q2：家計急変世帯とは？

A2：

以下の条件を満たす世帯です。

1. 生活保護（生業扶助）を受けていない世帯。
2. 災害等により家計急変し、保護者等全員の年収見込が住民税所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯。
(災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません)

〈住民税所得割非課税世帯の年収目安〉

- 保護者等1名の場合
もしくは 保護者等2名で、うち1名が控除対象配偶者の場合

世帯人数	年収見込額 (自営業)	年収見込額 (給与所得者)
2人世帯	1,250,000 円未満	2,042,857 円未満
3人世帯	1,370,000 円未満	2,214,286 円未満
4人世帯	1,720,000 円未満	2,714,286 円未満
5人世帯	2,070,000 円未満	3,214,286 円未満

※この場合の年収とは、会社員の場合は交通費手当を除く給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額をいいます。

Q3：栃木県以外に住んでいる場合は？

A3：

「奨学のための給付金」は、保護者の方がお住まいの都道府県へ申請していただく必要があります！
群馬県にお住まいの方へは、群馬県用の申請書でご申請ください。
群馬県・栃木県以外にお住まいの保護者様は各自でお住まいの都道府県にご申請をお願いいたします。
詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

樹徳高等学校 「奨学（しょうがく）のための給付金」係
(0277-45-2258) まで